

添付法令資料 4 :

住民登録及び民事登録の要件及び手続に関する 2018 年 10 月 16 日付
インドネシア共和国大統領規則 No.96 (目次)
同月 18 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 住民登録及び民事登録の要件
 - 第 1 節 住民登録の要件
 - 第 1 款 通則 (第 2 条)
 - 第 2 款 住民の略歴データの届出 (第 3 条ないし第 9 条)
 - 第 3 款 家族カードの発行 (第 10 条ないし第 13 条)
 - 第 4 款 電子住民登録証の発行 (第 14 条ないし第 22 条)
 - 第 5 款 子供住民登録証の発行 (第 23 条)
 - 第 6 款 居住状況登録についての居住証明書の発行 (第 24 条ないし第 28 条)
 - 第 7 款 居住管理における弱者である住民のデータ収集 (第 29 条及び第 30 条)
 - 第 2 節 民事登録
 - 第 1 款 通則 (第 31 条及び第 32 条)
 - 第 2 款 出生 (第 33 条ないし第 35 条)
 - 第 3 款 死産の届出 (第 36 条)
 - 第 4 款 婚姻の届出 (第 37 条ないし第 40 条)
 - 第 5 款 婚姻取消しの届出 (第 41 条)
 - 第 6 款 離婚の届出 (第 42 条及び第 43 条)
 - 第 7 款 離婚取消しの届出 (第 44 条)
 - 第 8 款 死亡の届出 (第 45 条及び第 46 条)
 - 第 9 款 子の縁組、認知及び準正の届出 (第 47 条ないし第 52 条)
 - 第 10 款 名の変更の届出 (第 53 条)
 - 第 11 款 国籍変更の届出 (第 54 条ないし第 57 条)
 - 第 12 款 その他の重要事項の届出 (第 58 条)
 - 第 13 款 民事登録証書の修正及び取消し (第 59 条ないし第 61 条)
- 第 3 章 住民登録及び民事登録の手続 (第 62 条ないし第 72 条)
- 第 4 章 行政制裁 (第 73 条ないし第 76 条)
- 第 5 章 雑則 (第 77 条及び第 78 条)
- 第 6 章 経過規定 (第 79 条)
- 第 7 章 終則 (第 80 条ないし第 83 条)